8 所沢市

設 工	測 ・	維持管理		書類名	摘要
			1	委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
			2	所沢市課税の市税の滞納税額のないこと の証明書 < 写し可 >	・令和5・6年度名簿において、所沢市に初めて登録する所沢市内の事業所が対象です。申請日前3カ月以内に発行されたもので写しでも可です。 ・「市税の滞納がある」という理由を除き本証明書が発行されない場合、行政庁の受理印がある法人設立(変更)等届出書、営業証明書、開業届出済証明書のいずれかでも可です。
	-		3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの
	-	1	4	建設業許可通知書の写し又は建設業許可 証明書 < 写し可 >	・ 申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 ・ 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
	-	1	5	建設業許可申請書 (様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	・ 申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・ 許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。電子申請により収受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。
			6	事業所の写真・案内図 (様式 C - 10)	・ 令和5・6年度名簿において、所沢市に初めて登録する 所沢市内の事業所が対象です。 ・ 写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できる もの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚 添付してください。 ・ 案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記 載してください。

【 所沢市提出書類 】の問合せ先

所沢市 総務部 契約課 工事契約グループ

TEL:04-2998-9058 FAX:04-2998-9056